

『岩内町空き家等対策の推進に関する条例（案）』の構成

※太枠：法による規定あり、破線：空き地対策も含む

【背景】

○近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化・社会的ニーズの変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅等やその敷地が年々増加しており、結果として、安全性の低下・公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

【目的】

- 空き家等及び空き地の発生の予防に資する措置を講ずる。
- 地域活性化の観点から空き家等及び空き地の有効活用を図る。
- 周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等及び空き地について、所要の措置を講ずる。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

【対象】

- 法第2条第1項に規定する**空き家等**：建築物等で居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地
- 空き地**
- 法第2条第2項に規定する**特定空き家等**

【所有者の責務】

- 空き家等及び空き地の適切な管理及び積極的な活用に努める。

【町の責務】

- 空き家等及び空き地の活用方策について検討する。
- 周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等について必要な措置を講ずる。

【町民の役割】

- 町の実施する施策に協力するよう努める。
- 空き家等及び空き地を発見したときは、情報を町に提供する。

【関係機関との連携】

- 警察・消防等と措置について協議し、連携して対応する。

【空き家等対策計画】

- 空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するために作成する。

【立入調査等】

- 空き家等の所有者等の把握

【空き家・空き地の発生の予防】

- 空き家化の予防

【所有者情報の利用】

- 空き家等に関する課税情報等の利用

【適切な管理の促進】

- 所有者等への情報提供・指導

【データベースの整備】

- 空き家等及び空き地に関するデータベースの整備

【空き家等・空き地の活用】

- 空き家等及び空き地への対策

【特定空き家等の判定】

- 管理不全な空き家等の判断

意見

協議

意見

【空き家等対策協議会】

協議

【法に基づく措置を講ずる特定空き家等の認定】

- 特定空き家等に判定される状態で、周辺への悪影響の程度や危険等の切迫性により町長が特定空き家等に認定し、法に基づく措置を実施
- 正当な理由なく命令に従わないときは、所有者等の氏名及び住所等を公表

【認定】

【指導】

【勧告】

【命令】

【公表】

【代執行・略式代執行】

【緊急安全措置】

- 重大な被害を防ぐため緊急の必要があるとき必要最小限度の応急措置を講ずる。

【過料】

- 立入調査の妨害等 20万円
- 命令の違反 50万円